Continue

令和7年11月19日に所得税法施行令の一部を改正する政令が公布され、通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。 １．改正後の非課税限度額 改正後の1か月あたりの非課税限度額は、次のとおりです。 なお、今回の改正の対象となるのは、通勤距離（通勤経路に沿った長さ）が片道10㎞以上である場合のマイカー通勤手当の非課税限度額です（下表の太枠内）。 ２．改正後の非課税限度額の適用について 今回の改正は令和7年11月19日に施行されましたが、改正後の非課税限度額は、令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当（注）について適用されます。 なお、次に掲げる通勤手当については、改正後の非課税限度額は適用されません。 （１）令和7年3月31日以前に支払われた通勤手当 （２）令和7年3月31日以前に支払われるべき通勤手当で同年4月1日以後に支払われるもの （３）（１）又は（２）の通勤手当の差額として追加支給されるもの （注）「令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当」とは、それぞれ次に掲げる日が令和7年4月1日以後のものをいいます。 ①　契約又は慣習等により支給日が定められているものについてはその支給日、その日が定められていないものについてはその支給を受けた日 ②　給与規程の改訂が既往に遡って実施されたため既往の期間に対応して支払われる新旧通勤手当の差額に相当する通勤手当（令和7年4月1日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除きます。）で、その支給日が定められているものについてはその支給日、その日が定められていないものについてはその改訂の効力が生じた日 ３．改正前に支給している「令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当」について 令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当で、改正前（令和7年11月19日まで）に支払われたものについては、遡って税額の再計算を行う必要はなく、本年の年末調整の際に、改正後の非課税限度額を適用した場合に過納付となる税額を精算することになります。 （注1）既に支払われた通勤手当が改正前の非課税限度額以下である方については、この精算の手続は不要です。 （注2）年の中途に退職した人など本年の年末調整の際に精算する機会のない方については、確定申告により精算することになります。 ４．年末調整で精算する際の源泉徴収簿の記載例 【具体例】・自動車を使用して通勤している従業員（通勤距離：片道50km）・給料300,000円、通勤手当30,000円を毎月支給（各月の給与支給日：25日）（国税庁公表資料「通勤手当の非課税限度額の改正について」より抜粋）（文責：税理士法人FP総合研究所）　令和7年11月19日、所得税法施行令の一部を改正する政令が公布され、マイカーや自転車などを使用する従業員に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました 。　今回の改正は、令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当に遡及適用されます。同日以後に通勤手当を支給しており、改正前の限度額に基づいて課税処理を行っている場合、年末調整にて精算が必要となります。　今回は、改正の概要と、これに伴う実務対応について解説いたします。 １．改正の概要：非課税限度額がいくら変わったのか？　自動車・自転車等の交通用具を使用している人の、1か月当たりの非課税限度額が以下の通り引き上げられました 。※「交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当」等については、最高限度額（150,000円）に変更はありません。 ２．適用時期と「4月1日以後」の判定基準　今回の改正は、「令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当」について適用されます。「支払われるべき日」とは、支給日が定められている場合はその「支給日」を指します。【判定の具体例】・3月分の通勤手当を 4月10日 に支給した場合⇒支給日が4月1日以後のため、「新限度額」が適用されます。・4月分の通勤手当を 3月10日 に支給した場合⇒支給日が3月31日以前のため、「旧限度額」が適用されます（遡及適用の対象外）。３．年末調整での精算（遡及対応）の手順　改正前の「旧限度額」で課税処理（源泉徴収）された通勤手当については、年末調整で差額を精算します。個別の月ごとに給与計算をやり直す必要はありません。　年末調整で精算が必要となるケースは、すでに支払われた通勤手当が、「旧限度額」を超えており、その結果「新限度額」により非課税限度額が増える場合です。もともと通勤手当の支給額が「旧限度額」以下だった場合は、精算手続きは不要です。　また、通勤距離が片道10km未満の場合の非課税限度額は変わらないため、この場合も精算手続きは不要です。【具体的な計算手順】＜例＞・通勤距離：片道50km（自動車通勤）・通勤手当支給額：月額 30,000円・支給期間：令和7年4月〜11月（8か月分）を旧基準で処理済み（１）課税扱いとなっていた金額を確認する・旧限度額（片道50km）：28,000円・毎月の課税対象額：30,000円 − 28,000円 ＝ 2,000円（これが課税扱いとなっていた）（２）新限度額で再判定する・新限度額（片道50km）：32,300円・支給額30,000円 ＜ 新限度額32,300円⇒全額が「非課税」となります。したがって、これまで課税されていた2,000円は非課税に変更となります。（３）「非課税となる通勤手当」の総額を算出する・2,000円 × 8か月（4月〜11月分） ＝ 16,000円⇒この16,000円が、今回の改正で遡って「非課税」となる金額です。（４）源泉徴収簿（または年調システム）へ反映する　年末調整の計算において、年間の給与総額（給料・手当等）から、上記で計算した16,000円をマイナスします。　なお、国税庁の源泉徴収簿の記載例では、「新たに非課税となった部分の金額・計算根拠を余白に記載」とされていますが、正しく年調年税額が算出されているのであれば、この記載は省略しても差し支えないことが国税庁のQ&Aに示されています。 ４．よくあるご質問Q. 退職者への対応はどうすればよいですか？A. すでに退職した方で、新限度額の適用により非課税となる金額が発生する場合、源泉徴収票の再交付が必要です。「支払金額」を訂正（減額）し、摘要欄に「再交付」と記載して再度交付してください。年末調整の際に精算する機会のない退職者においては、ご自身で確定申告により精算を行っていただくことになります。Q. 12月に差額を追加支給する場合の扱いは？A. 例えば、4月〜11月分の（すでに支給した額と新限度額との）差額を計算し、12月給与で差額分を追加支給する場合、すでに支給した額と追加支給額との合計額が新限度額内であれば全額非課税となります。この場合、年末調整での精算は不要です。Q. 年の途中で死亡・海外転勤（非居住者）となった場合は？A. 死亡退職や海外転勤により年末調整をすでに行っている場合でも、旧限度額を超えて課税されていた分があれば、新限度額に基づいて年末調整の再計算を行う必要があります。 ５．実務対応チェックリスト　本格的な年末調整業務に入る前に、以下の点をご確認ください。・自社の通勤手当の規定と、対象となる従業員（マイカー通勤者等）のリストアップ・4月以降に支給した通勤手当額と、新・旧限度額の照合・給与計算システムの設定変更（次回支給分からの新限度額適用）・年末調整システムでの「減額処理」の方法確認（マイナス入力欄の有無など）・中途入社の従業員の方の前職分の源泉徴収票について再提出の要否を確認 ６．おわりに　今回の改正は、遡及適用が含まれるため多少複雑ですが、従業員の方の税負担軽減につながる重要な変更です。　ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。 令和７年８月７日に令和７年人事院勧告が行われ、令和７年４月１日以降の措置内容として自動車などの交通用具使用者に対する通勤手当の額の引上げが勧告されました（人事院ホームページ（外部サイト））。 これを受け、今後、通勤手当に係る所得税の非課税限度額の改正が行われる場合には、年末調整での対応が必要となることがあります。 年末調整を行う前には、本ページで最新情報を必ずご確認いただきますようお願いします。 出典：国税庁 通勤手当の非課税限度額の改正について｜国税庁 「通勤手当の非課税限度額の引き上げ」とは？ 法改正で変更となった内容 「適用開始日」の注意点 年末調整に関する注意点 2025年11月に、自動車や自転車などの「交通用具」を使用して通勤する給与所得者に支給される通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。 この改正は、一見するとシンプルな限度額の変更に見えますが、その「いつから適用されるか」という適用タイミングが極めて複雑であり、本年2025年度の年末調整業務に大きな影響を与えます。 人事担当者の皆様が、この改正を確実に自社の実務に落とし込み、年度末の混乱を避けるために、国税庁のQ&Aに基づいた実務的な対応策を解説します。 今回、所得税法施行令の一部を改正する政令が令和7年11月19日に公布されました。 この改正は、自動車や自転車などの交通用具を利用している従業員に支給される通勤手当の「課税されない上限額」を引き上げるものです。 非課税限度額は、片道の通勤距離に応じて細かく区分され、それぞれ金額が引き上げられています。 公共交通機関（交通機関または有料道路）を利用している人への非課税限度額（月額150,000円が最高限度）に変更はありません。 ■対象者：自動車や自転車などの交通用具を使用している従業員 区分 (片道通勤距離)改正後改正前55km以上38,700円31,600円45km以上 55km未満32,300円28,000円35km以上 45km未満25,900円24,400円25km以上 35km未満19,700円18,700円15km以上 25km未満13,500円12,900円10km以上 15km未満7,300円7,100円2km以上 10km未満4,200円同左2km未満（全額課税）同左 この改正で人事担当者が最も注意すべきは、適用開始日です。 非課税限度額の適用開始日として定められたのは、2025年4月1日以後に「支払われるべき」通勤手当についてです。 ここでいう「支払われるべき通勤手当」とは、実際に支給日が2025年4月1日以後となるものです。通勤手当の計算期間が2025年3月分であっても、その支給日が4月1日以後であれば新限度額が適用されます。 制度適用は、「支払われるべき日」がカギとなるため、自社の給与規程や支給慣行に基づいて適用時期を判断する必要があります。特に、遡及して差額を支払う場合や、支給日が本来と異なる場合の扱いは複雑です。 事例支給日対象期間適用される限度額根拠ケースA2025年4月10日2025年3月分改正後の限度額支給日が4月1日以後のため。ケースB2025年3月10日2025年4月分改正前の限度額支給日が4月1日より前のため。ケースC2025年4月10日（未払いだった）令和7年2月分改正前の限度額本来の支給日が3月10日（4月1日より前）のため。•「当月締め、翌月10日払い」であれば、2025年3月分（4月10日払い）から新限度額が適用対象です。•「当月締め、当月25日払い」など、支払いサイクルによっては、すでに2025年3月以前に4月分以降の手当を支払っている場合があります（ケースB）。この場合、その支払いの時点では旧限度額が適用されます。 今回の改正を踏まえ、2025年4月1日に遡って通勤手当を増額する給与規程の改訂を行う企業も少なくないでしょう。 この「差額支給分」について、新限度額が適用されるかどうかの判断も重要です。 差額支給をする場合、その差額が、もともと「4月1日以後に支払われるべきだった手当」に対応するものか、それとも「4月1日より前に支払われるべきだった手当」に対応するものかを確認し、税務上の処理を分ける必要があります。•新限度額が適用される差額支給例　◦元の支給日：令和7年4月10日（3月分）　◦差額支給日：令和7年12月25日（改訂後の支給日）　◦対象：2025年4月10日に支給した通勤手当との差額　◦結果： 元の支給日が「令和7年4月1日以後」であるため、差額支給分も新限度額が適用されます。•新限度額が適用されない差額支給例　◦元の支給日：令和7年3月10日（4月分）　◦差額支給日：令和7年12月25日（改訂後の支給日）　◦対象：2025年3月10日に支給した通勤手当との差額　◦結果： 差額支給日は4月1日以後ですが、この差額は「2025年4月1日前に支払われるべき通勤手当」の差額として追加支給されるものであるため、改正前の非課税限度額が適用されます。 改正前の限度額を適用して、すでに2025年4月1日以後に支払うべき通勤手当を支給した場合、過納付となった税額の精算は、すべて本年の年末調整の際に行うことになります。 ただし、もし今回の改正を踏まえて通勤手当を増額し、その合計額が改正後の非課税限度額内に収まるのであれば、その全額が非課税となるため、年末調整の際に別途精算の手続きは不要です。 年末調整が迫るこの時期に、人事担当者が実施すべき具体的なタスクを3つのステップに分けて解説します。 ・支給基準の確認と見直しまず、自社の給与規程を確認し、交通用具使用者に支給している通勤手当の金額が、今回の改正後の非課税限度額を超えていないか確認します。 ・遡及支給の検討改正前の限度額の範囲内で支給していたものの、今回の引き上げを受けて、2025年4月1日に遡って増額支給（差額支給）を行うかどうか相談します。 ・給与計算システムの更新2025年11月20日以後の支払いや、年末調整計算に備え、給与計算ソフトの非課税限度額テーブルを直ちに更新します。 2025年4月1日から11月19日までに支払われた通勤手当のうち、旧限度額を適用したために課税対象となっていた部分について、新限度額を適用し直して過納付税額を精算します。 源泉徴収簿の余白に新たに非課税となった金額や計算根拠を記載することが推奨されていますが、正しく年調年税額が算出される給与計算ソフトを使用している場合は、記載を省略しても差し支えないようです。 年末調整前にすでに手続きを完了させている従業員がいる場合は、個別の対応が必要です。（例）2025年の中途で退職した／海外転勤した／亡くなった従業員： 源泉徴収票を交付済の場合、支払っていた通勤手当が改正前の非課税限度額以下であれば、特段の対応は不要です。 しかし、改正前の限度額を超えていた場合で、新限度額を適用することで新たに非課税となる部分が生じたときは、対応が必要です。「支払金額」欄を訂正し、「摘要」欄に「再交付」と記載した給与所得の源泉徴収票を新たに作成し、退職者に再度交付しなければなりません。 源泉徴収票を再交付する際は、非課税とされる部分の通勤手当の金額を除いた金額を「支払金額」欄に記入してください。 また、死亡や海外勤務（非居住者化）により、年の中途で年末調整を既に実施していた場合も、上記と同様に、旧限度額を超えていた場合は新限度額を適用して年末調整の再計算を行う必要があります。 今回の通勤手当の非課税限度額の引き上げは、特に交通用具を使用する従業員にとって実質的な手取り増加につながる歓迎すべき改正です。 しかし、その遡及適用と複雑な支給日判定は、人事担当者にとって年末の大きな事務負担となります。 現場で従業員から質問を受けた際に、「聞いてない」「知らなかった」とならないよう、まずは制度のポイントを押さえておきましょう。 もし対応に迷う点があれば、専門家である社会保険労務士にお気軽にご相談ください。 参考: 通勤手当の非課税限度額の引上げに関するＱ＆Ａ＿国税庁 弊社、社会保険労務士法人クラシコでは、労務・人事のプロとして、バックオフィス業務のアウトソーシングや勤怠システムの導入コンサルティング、スタッフ研修の提案など、企業様の生産性向上をお手伝いいたします。些細な不安点や疑問点でも構いません。ぜひお気軽にご相談ください。 人事・労務に関するオンライン無料相談を受け付けております。お気軽にお問い合わせ下さい。 年末調整でよくある疑問の1つが、「通勤交通費や通勤手当は給与に含まれるのか？」という点です。これらの費用は、一定の条件を満たせば非課税扱いとなり、給与所得に含める必要はありません。しかし、通勤手段や距離、支給額によっては一部が課税対象となるケースもあるため、正しい知識が求められます。 本記事では、通勤交通費・手当が非課税となる条件や限度額、マイカー・自転車・公共交通機関など通勤手段別の計算方法、年末調整における処理方法について詳しく解説します。 ※通勤手当の非課税限度額の改正（令和7年11月20日施行）について追記しています。 【無料で資料ダウンロード】「弥生給与 Next」でバックオフィス業務をスムーズに 無料お役立ち資料【「弥生給与 Next」がよくわかる資料】をダウンロードする 年末調整で通勤交通費や通勤手当は給与に含まれる？ 通勤交通費や通勤手当など通勤にかかる費用のうち、一定の範囲までは税を課せられず、給与所得として扱われません。本記事では、非課税となる限度額や旅費交通費との違いについて解説します。 通勤交通費・通勤手当は一定の範囲までは年末調整の給与所得に含まれない 通勤交通費・通勤手当は、原則として従業員の通勤に要する費用を補助する目的で、会社の規程に基づき支給されるものです。非課税となる金額には限度額が定められており、その範囲内であれば課税対象とならず、年末調整でも給与所得として扱われません。 また、名称は「通勤交通費」「通勤手当」など企業によってさまざまですが、従業員の日常の通勤を目的に支給され、最も経済的かつ合理的と認められる交通手段による費用であれば、非課税の対象になります。なお、利用する交通手段や通勤距離は人によって異なるため、非課税となる金額も従業員ごとに異なります。 通勤交通費・通勤手当の非課税限度額は15万円 通勤交通費・通勤手当の非課税限度額は、2016年（平成28年）の税制改正により、従来の10万円/月から15万円/月に引き上げられました。これは新幹線通勤など近年の通勤事情を踏まえての改正です。これにより、より多くの従業員が非課税の範囲内で通勤交通費・通勤手当を受け取れるようになりました。 通勤に電車・バス・新幹線などの公共交通機関を利用している場合は、1か月につき上限15万円までが非課税です。この額を超える部分は課税対象となり、年末調整でも給与所得として加算されます。（2025年11月26日追記）また、令和7年11月19日に所得税法施行令の一部を改正する政令が公布され、通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。具体的には、通勤距離が片道10km以上の場合について非課税限度額が改正（引き上げ）されており、片道10km未満の場合については変更がありません。 マイカー通勤や自転車通勤などの場合は、通勤距離に応じて月額4,200円〜38,700円の間で非課税限度額が細かく定められています。 参照：国税庁「通勤手当の非課税限度額の引上げについて」参照：国税庁「通勤手当の非課税限度額の改正について」 旅費交通費は従業員の所得税には影響しない 業務に関連して発生する移動費用は、一般的に「旅費交通費」という勘定で処理されます。例えば、取引先への訪問や、配達、打ち合わせ、社内研修への参加など、会社の業務に関連して交通機関や自家用車を使った際に発生する費用が該当します。 これらの費用は従業員が立て替えて支払い、後日会社が実費精算する場合があります。従業員としては会社に対する立替えであり、仮にその精算を給与の振込と同時に行い、給与明細にその記載がされたとしても、従業員の所得とはみなされません。 【無料で資料ダウンロード】「弥生給与 Next」でバックオフィス業務をスムーズに パターン別・通勤交通費や通勤手当が非課税になる範囲 通勤交通費や通勤手当は、通勤手段によって非課税となる限度額が異なります。ここでは、通勤方法ごとにどのような条件で非課税となるのかを解説します。 マイカー通勤の場合 マイカー通勤では、距離に応じて非課税限度額が決まります。マイカーの場合、通勤交通費・通勤手当はガソリン代や車の維持費などを補助するために支給されるものです。（2025年11月26日追記）令和7年11月20日、通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。改正後の非課税限度額は以下のとおりです。 非課税となる1か月当たりの限度額 通勤距離（片道） 非課税限度額（月額） 2km未満 非課税対象外 2km以上10km未満 4,200円 10km以上15km未満 7,300円 15km以上25km未満 13,500円 25km以上35km未満 19,700円 35km以上45km未満 25,900円 45km以上55km未満 32,300円 55km以上 38,700円 参照：国税庁「No.2585　マイカー・自転車通勤者の通勤手当」 マイカー通勤の場合も、課税対象となる条件は最も経済的かつ合理的な経路で通勤することです。非課税限度額を超えた差額は、年末調整で給与所得に組み込まれます。 なお、通勤手当の非課税限度額の改正は、令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当（同日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除きます。）について適用されるため、改正前に、改正前の非課税限度額を超えた通勤手当を支払っていた場合には、令和7年分の年末調整で対応が必要となることがあります。詳しい内容については国税庁「通勤手当の非課税限度額の改正について」をご確認ください。 自転車通勤の場合 （2025年11月26日修正）自転車通勤はガソリン代がかかりませんが、通勤交通費や通勤手当についてはマイカー通勤と同様に、非課税限度額が適用されます。例えば、自宅から会社まで片道10km以上15km未満であれば7,300円までが非課税です。 電車・バス通勤の場合 公共交通機関を利用して通勤している場合、1か月当たりの定期券代などが15万円まで非課税となります。特急列車や新幹線に乗車する際に必要となる特急券の代金も対象です。超過分は課税対象となり、年末調整で給与所得に含まれます。 ただし、特急列車や新幹線利用で対象となるのは自由席を利用した場合に限られます。非課税対象となるかどうかは、あくまでも「経済的かつ合理的」と認められる場合のみです。そのため、グリーン車や指定席の利用料金などは課税対象に分類されます。 マイカーと公共交通機関による通勤の場合 従業員の中には、自宅から駅まではマイカーを使い、その後は電車に乗り換えるなど、複数の交通手段を組み合わせて通勤するケースもあります。このような場合、それぞれに応じた非課税限度額が適用され、合計して15万円までが非課税扱いとなります。 マイカーと交通機関による通勤での計算例 具体的な通勤交通費・通勤手当の支給例を用いて、非課税額と課税額を導き出してみましょう。 電車の定期代：月額7万円 マイカーの通勤距離：片道10km （2025年11月26日修正）この場合、電車の定期代7万円は全額非課税で（月額15万円の範囲内）、マイカー通勤（片道10km）の非課税限度額は月額7,300円です。この従業員に支給される通勤交通費・通勤手当の非課税限度額は、電車とマイカーそれぞれの非課税限度額の合計、つまり7万円＋7,300円＝7万7,300円となります。 会社から月額8万円の通勤交通費・通勤手当が支給されていたケースを考えてみましょう。この場合、非課税限度額（7万7,300円）を超えた2,700円（8万円－7万7,300円）は課税対象です。そのため、超過分2,700円は年末調整の給与所得とみなされます。 なお、改正後の非課税限度額を適用した場合に過納となる税額がある場合には、令和7年分の年末調整の際に精算することになります。詳しい内容については国税庁「通勤手当の非課税限度額の改正について」をご確認ください。 徒歩通勤の場合 会社によっては、自宅から会社まで徒歩で通勤する従業員に対しても、通勤交通費・通勤手当を支給しているケースがあります。しかし、所得税法上、徒歩通勤は通勤交通費の対象となりません。会社から支給される通勤交通費・通勤手当は全額が課税対象となり、給与所得として扱われます。 【無料で資料ダウンロード】「弥生給与 Next」でバックオフィス業務をスムーズに 通勤交通費・通勤手当の計算での注意点 通勤交通費・通勤手当を適切に処理するための注意点について解説します。 ルールを就業規則や賃金規程で定めておく パスや電車など公共交通機関では運賃の改定があり、またマイカー通勤ではガソリン価格の変動などによって、従業員の通勤にかかる費用が変わることがあります。 さらに、近年ではテレワークの普及により、出勤日数が少ない従業員への支給方法など、新たな課題も生じています。 こうした状況に柔軟に対応し、従業員に公平かつ適切に通勤手当を支給するためには、支給要件や金額の見直し基準を就業規則や賃金規程に明確に定めておくことが大切です。 金額を正しく計算する 公共交通機関で通勤する従業員には、通勤経路に応じた定期券代を支給するのが一般的です。その際は定期券のコピーなどを提出してもらい、経路や金額を確認します。 マイカーや自転車などで通勤する従業員には、まず「1km当たりのガソリン代や消耗品費」を基に単価を定めるとわかりやすいでしょう。そのうえで、「1km当たり○円」といった単価に、従業員の自宅から会社までの距離とひと月当たりの出社日数を乗じて、月額の通勤交通費・通勤手当を算出します。 【無料で資料ダウンロード】「弥生給与 Next」でバックオフィス業務をスムーズに 非課税限度額を超えた通勤交通費・通勤手当は給与所得として年末調整で計算する 従業員によっては通勤交通費・通勤手当が非課税限度額を超えることもあります。通勤交通費・通勤手当は、月額15万円を超えた分は「課税対象」となり、年末調整の際に「給与所得」として処理します。具体的には、源泉徴収票や給与支払報告書に記載する金額に加算され、所得税および住民税を求める計算に反映されます。 年末調整では、「給与所得者の基礎控除申告書」などの書類に通勤交通費・通勤手当の支給額を正確に記載します。以下は、国税庁が公開している2025年分の基礎控除申告書の記入例です。 引用：国税庁「令和7年分給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼給与所得者の特定親族特別控除申告書兼所得金額調整控除申告書」 正しい年末調整を行うためには、非課税範囲の把握と、超過分の適切な計上が求められます。 （2025年11月26日追記）なお、通勤手当の非課税限度額の改正は、令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当（同日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除きます。）について適用されるため、改正前に、改正前の非課税限度額を超えた通勤手当を支払っていた場合には、令和7年分の年末調整で対応が必要となることがあります。詳しい内容については国税庁「通勤手当の非課税限度額の改正について」をご確認ください。 【無料で資料ダウンロード】「弥生給与 Next」でバックオフィス業務をスムーズに 年末調整は通勤交通費・通勤手当を正しく計算しよう 年末調整では、通勤交通費や通勤手当は一定の非課税限度額（15万円/月）までであれば、給与所得には含まれません。しかし、通勤手段や距離などによって限度額を超える場合には、超過分が課税対象となり、給与所得として年末調整への反映が求められます。 適切に処理するためには、支給内容や金額を正確に把握し、就業規則や賃金規程と照らし合わせることが重要です。そのうえで、正確性と効率性を両立させることが求められます。 クラウド給与計算ソフト「弥生給与 Next」は、通勤手当の非課税処理を自動で計算でき、年末調整にも対応しています。法令改正にも自動対応し、初心者でも安心して正確な処理が行えるのが特長です。毎年の年末調整にお悩みの方はぜひ導入をご検討ください。 ※ご契約のプランにより利用できる機能が異なります。 【無料で資料ダウンロード】「弥生給与 Next」でバックオフィス業務をスムーズに 「弥生給与 Next」で給与・勤怠・労務をまとめてサクッとデジタル化 弥生給与 Nextは、複雑な人事労務業務をシームレスに連携し、効率化するクラウド給与サービスです。 従業員情報の管理から給与計算・年末調整、勤怠管理、保険や入社の手続きといった労務管理まで、これひとつで完結します。 今なら「弥生給与 Next」スタート応援キャンペーン実施中です！この機会にぜひお試しください。 令和７年11月国税庁　令和７年11月19日に所得税法施行令の一部を改正する政令が公布され、通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。　この改正は、令和７年11月20日に施行され、令和７年４月１日以後に支払われるべき通勤手当（同日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除きます。）について適用されます。　このため、改正前に、改正前の非課税限度額を超えた通勤手当を支払っていた場合には、令和７年分の年末調整で対応が必要となることがあります。 改正後の非課税限度額 改正後の１か月当たりの非課税限度額は、次のとおりです。 区分 課税されない金額 改正後（令和７年４月１日以後適用） 改正前　交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当 １か月当たりの合理的な運賃等の額 （最高限度　150,000円） 同左　自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当 通勤距離が片道55km以上である場合 38,700円 31,600円 通勤距離が片道45km以上55km未満である場合 32,300円 28,000円 通勤距離が片道35km以上45km未満である場合 25,900円 24,400円 通勤距離が片道25km以上35km未満である場合 19,700円 18,700円 通勤距離が片道15km以上25km未満である場合 13,500円 12,900円 通勤距離が片道10km以上15km未満である場合 7,300円 7,100円 通勤距離が片道２km以上10km未満である場合 4,200円 同左 通勤距離が片道２km未満である場合 （全額課税） 同左　交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券 １か月当たりの合理的な運賃等の額 （最高限度　150,000円） 同左　交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券 １か月当たりの合理的な運賃等の額と金額との合計額 （最高限度　150,000円） 同左 PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。　令和７年11月19日に所得税法施行令の一部を改正する政令が公布され、通勤のため自動車・自転車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。　この改正は、令和７年11月20日に施行され、令和７年４月１日以後に支払われるべき通勤手当（同日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除きます。）について適用されます。　このため、令和７年分の年末調整で対応が必要となることがあります。 改正後の１か月当たりの非課税限度額は、次のとおりです。　改正前に既に支払われた通勤手当については、改正前の非課税限度額を適用したところで所得税及び復興特別所得税の源泉徴収が行われていますが、改正後の非課税限度額を適用した場合に過納となる税額がある場合には、令和7年分の年末調整の際に精算することになります。　改正前の非課税限度額を超える通勤手当を支給している従業員がいる場合は対応が必要になります。本年の年末調整の際に、改正後の非課税限度額を適用した場合に過納付となる税額を精算することになります。　源泉徴収簿において、改正後の非課税限度額によって新たに非課税となった部分の金額を給与総額から一括して差し引き、その差引後の給与の総額を基にして年末調整を行います。給与所得の源泉徴収票の「支払金額」欄には、非課税とされる部分の通勤手当の金額を除いた金額を記入します。　具体的な源泉徴収簿の記入方法は以下リンク先の「年末調整で精算する際の源泉徴収簿の記載例」をご参照ください。なお、給与計算ソフトがこのような記載に対応していない場合には、「正しく年調年税額が算出されているのであれば、新たに非課税となった金額やその計算根拠の記載を省略しても差し支えありません。」とされています。 2025年11月28日 令和7年11月19日に所得税法施行令の一部を改正する政令が公布され、自動車や自転車などで通勤する従業員（以下、マイカー通勤者）へ支給する「通勤手当」の非課税限度額が引き上げられました。 この改正は令和7年4月1日にさかのぼって適用されるため、令和7年分の年末調整業務で対応が必要となります。 非課税限度額の改正内容 今回の非課税限度額の引き上げは、マイカー通勤者への通勤手当が対象であり、交通機関や有料道路で通勤する場合の非課税限度額に変更はありません。 マイカー通勤者に対する非課税限度額（1か月当たり）は、片道の通勤距離に応じて定められており、今回の改正では、次図のとおり「片道10km以上」の区分が増額改定されています。 片道の通勤距離 一か月当たりの非課税限度額 2km未満 全額課税 2km以上 10km未満 4,200円 4,200円 10km以上 15km未満 7,100円 7,300円 15km以上 25km未満 12,900円 13,500円 25km以上 35km未満 18,700円 19,700円 35km以上 45km未満 24,400円 25,900円 45km以上 55km未満 28,000円 32,300円 55km以上 31,600円 38,700円 この改正後の限度額は、令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当に適用されます。 例えば、3月分の通勤手当であっても、給与規程に従った支給日が4月1日以後であれば、改正後の限度額が適用されます。 実務上の注意点 今回の遡及適用により、企業の実務担当者は、主に「令和7年分の年末調整」と「中途退職者等への対応」で注意が必要です。 年末調整での精算手続き 令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当で、改正前に既に支払われたものについて、改正後の非課税限度額を適用した場合に過納付となる税額がある場合には、令和7年の年末調整の際に精算することになります。 中途退職者などへの対応 年の中途で退職した人や死亡退職した人、海外勤務により非居住者となった人など年末調整計算の対象外となる従業員については、原則として確定申告によって税額の精算を行うことになります。 また、企業が中途退職者に対し、「給与所得の源泉徴収票」を交付済みの場合で、改正後の限度額適用によって新たに非課税となる金額があるときは、「支払金額」欄を訂正し、「摘要」欄に「再交付」と表示した源泉徴収票を作成して再度交付しなければなりません。 今回の非課税限度額の引上げは、特に片道10km以上のマイカー通勤者に利益をもたらす改定です。 令和7年4月1日から遡及適用されるため、課税通勤手当を支給している企業は該当者の有無を確認しましょう。 ゴールドオンライン トップ > その他 > 働き方 > THE GOLD ONLINE編集部発の最新ニュース THE GOLD ONLINE編集部（ニュース取材班） 2025.12.2 （※写真はイメージです／PIXTA） 国税庁は、マイカーや自家用バイク・自転車などの通勤に支給される「通勤手当」の非課税限度額を引き上げる政令（所得税法施行令の一部改正）を2025年11月19日に公布し、翌日20日に施行した。2014年以来、実に11年ぶりの改正で、片道10km以上の通勤区分の非課税限度額が引き上げられ、最長距離の通勤区分では最大7,100円の増額となる。特に長距離通勤者への影響が大きく、企業側は支給済み手当の再計算や年末調整での精算が必要となりそうだ。また年末にまとめる税制改正大綱に駐車場代も追加される案が浮上している。※本連載は、THE GOLD ONLINE編集部ニュース取材班が担当する。 「通勤手当」の非課税限度額が引き上げられる。改正後の非課税限度額は、2025年4月1日以降に支払われるべき通勤手当に適用される。判定の基準は給与規定で定められた「支給日」であり、支給日が2025年3月以前の場合は旧限度額となる。 ただし、以下のケースでは対象外となる。 ●2025年3月31日以前に支払われた通勤手当 ●2025年3月31日以前に支給されるべき通勤手当で、支給日が4月1日以降のもの ●上記2つに該当する場合の差額追加支給 企業は自社の通勤手当規定を確認し、対象従業員を洗い出す必要がありそうだ。 年末調整での精算手順 遡及適用により、2025年4月1日以降に支払われるべき通勤手当で、旧限度額を超えて課税された分は年末調整で一括精算が可能だ。手順は以下の通り。 ①課税済み通勤手当の抽出 施行日前（11月20日）までに支払われた、4月1日以降支給予定の通勤手当で、改正前限度額を超えて課税されていた金額を特定する。 ②源泉徴収簿への記載 余白に「非課税となる通勤手当」と記入し、対象月数・計算式・合計額を明記。給与計算ソフトで自動補正される場合は手動記載不要。 ③給与総額からの差し引き 給与総額から非課税分を差し引き、年末調整を実施。源泉徴収票「支払金額」欄も非課税分を除いた正しい金額に修正。 具体例（片道50kmの自動車通勤の場合） 片道50kmの通勤で、通勤手当が毎月3万円支給されているとする。 改正前 非課税限度額：28,000円 課税対象となる通勤手当：30,000円 - 28,000円 ＝2,000円 給与総額に2,000円分が加算され、所得税が計算されていた。 改正後（2025年4月1日以降支給分） 非課税限度額：32,300円 支給される通勤手当30,000円は全額非課税。 これまで課税されていた2,000円は新たに非課税となる。 年末調整での精算 4月〜10月（7ヵ月分）に課税されていた通勤手当： 2,000円 × 7ヵ月 ＝ 14,000円 年末調整では、給与総額から14,000円を差し引き、再計算する。給与にこの差額を反映すると、源泉徴収税額が減額されることになる。 退職者・中途入社者の対応 退職者と中途入社者の対応は、下記の通り。 退職者：4月1日以降に支給されるべき通勤手当があった場合、源泉徴収票を再交付し、非課税分を反映。摘要欄に「再交付」と記入。本人は確定申告で過納税の還付を受けられる。 中途入社者：入社時の給与規定に従い、年末調整で非課税分を反映。 追加支給や公共交通機関併用の場合 追加支給や公共交通機関併用の場合は、下記の通り。 追加支給の場合：4月1日以降の遡及分を追加支給として支払う場合、合計額が改正後の非課税限度額内であれば全額非課税。3月以前分は対象外。 公共交通機関併用通勤：両方の非課税限度額を合算可能。ただし1ヵ月あたり上限15万円。 駐車場代も対象？ 人事院勧告では、2026年4月以降に65km以上の区分を5km刻みで拡張し、上限66,400円の新設案や駐車場補助月額5,000円の新手当案が提案されている。駐車場代については、年末にまとめる税制改正大綱に制度の拡充を盛り込む案が浮上している。 今後も通勤手当制度の改定が予想されるため、最新情報の確認と社内規定の整備が重要であるといえそうだ。 THE GOLD ONLINE編集部ニュース取材班　＼1月20日（火）ライブ配信／ 調査官は重加算税をかけたがる 相続税の「税務調査」の実態と対処方法 カメハメハ倶楽部セミナー・イベント 【12/9開催】「資産は借りて増やせ！」 3年間で延べ1,500社以上を担当した元銀行トップセールス社長が語る “新規事業×融資活用”で資産を増やすレバレッジ経営戦略 【12/11開催】 企業オーナー・医療法人のための 事業と個人の安心を守る「グローバル資産戦略」 〜実例で学ぶ 経営資産の防衛と承継設計〜 【12/13-14開催】 不動産オーナーのための「法人化戦略」 賢いタックスプランニングで“キャッシュを最大化する”方法 税務最新情報 2025年12月01日号 （第559） 記事提供 メールでのお問い合わせの際は、必ず住所、氏名、電話番号を明記してください。

- surah muzammil 11 times benefits
- ancient art information
- wibulu
- http://ciiinnovationsummit.com/ci/userfiles/files/7508e640-d34b-4617-a2cb-5c64ad22c2c4.pdf
- yahoviga
- xemenomece